法人市民税の更正の請求書

第十号の四様式（地方税法施行規則）

受付印	（ふりがな） 法人名及び法人番号 代表者の氏名・印	（法人番号）
令和　年　月　日 桶川市長　宛	法人所在地	〒　－ （電話　）

地方税法第　条　の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。

更正の請求の対象となる事業年度又は連結事業年度	年　月　日から　年　月　日まで

	摘　要		更正の請求前	更正の請求後
課税標準	（使途秘匿金税額等） 法人市民税の規定によって計算した法人税額	①	（　）円	（　）円
	試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額	②	円	円
	国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除額	③	円	円
	還付法人税額等の控除額	④	円	円
	退職年金等積立金に係る法人税額	⑤	円	円
	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（①＋②＋③－④＋⑤）	⑥	円	円
	分割基準数（桶川市分／全従業者数）	⑦	人／　人	人／　人
	2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑧	円	円
法人税割	法人税割額	⑨	税率 ／100　円	税率 ／100　円
	外国の法人税等の額の控除額	⑩	円	円
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪	円	円
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑫	円	円
	差引法人税割額（⑨－⑩－⑪－⑫）	⑬	円	円
均等割	課税標準の算定期間中において事務所等を有していた月数	⑭	月	月
	均等割額	⑮	円	円
	合計市民税額（⑬＋⑮）	⑯	円	円
	還付請求額			円

法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合	法定納期限	年　月　日
法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合	第１号の判決等の確定日	年　月　日
	第２号の更正・決定等のあった日	年　月　日
	第３号の政令で定める理由が生じた日	年　月　日
法第321条の8の2の更正の請求の場合	国の税務官署の更正の通知日	年　月　日

更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項

※法人税の更正による更正の請求の場合は、法人税額等の更正通知書のコピーを添付してください。

連結親法人の本店所在地及び電話番号	〒　－　電話（　）
（ふりがな） 連結親法人の名称及び法人番号	（法人番号）

還付を受けようとする金融機関

金融機関名・支店名	銀行 信用金庫 組合　本店 支店		
預金種別	普通・当座・その他（　）	口座番号	

関与税理士署名押印
電話（　）